



# 島根県報

平成29年3月31日（金）

号外第42号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

（障がい福祉課） 2

**公布された条例等のあらまし**

◇島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第24号）

## 1 規則の概要

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（別表第1関係）

## 2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第24号**

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成11年島根県規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表社会福祉施設等の項公共的施設の欄の9中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。